日本 EU 学会 地域部会内規

2017年11月18日 理事会・総会承認

第1条(目的)

日本 EU 学会は若手会員による研究を促進することを主な目的に、地域部会を設置する。

第2条(資格)

地域部会での発表、参加は会員が居住している地域とは関係なく可能とする。

第3条(予算)

各地域部会は学会事務局より部会費の支給を受けることができる。ただし、部会費の金額 および運用については別途定める。

第4条(組織)

各地域部会には幹事(若干名)を置き、理事会の承認を経たうえで、部会の運営に当たる。

第5条(募集)

地域部会での報告は、原則として会員から公募するものとする。

第6条(他の研究会との連携)

地域部会は、EU研究を行う研究会と、共催などを通じて連携を深めることができる。

第7条(広報)

地域部会の広報、すなわち発表者の募集、開催通知に関しては広報委員会の協力を得るものとする。

日本 EU 学会 部会内規第3条(予算) に係る細則

2017年11月18日 理事会・総会承認

日本 EU 学会部会内規第 3 条(予算) に則り、部会費について当面以下の通り定めるものとする。

【会計年度】日本 EU 学会の年度予算と同じく毎年 4 月 1 日より翌年の 3 月 31 日までとする。

【**部会費**】 各部会の幹事は、年度初めに当該年度の事業計画(案)を学会事務局に提出し、会計年度当り5万円の支給を受ける。

支給された部会費は、例会開催のため以下の用途に利用できる。

- (1) 会議費
- (2) 通信費
- (3) 会場費
- (4) アルバイト代 (ただし支給先は非会員に限る)
- (5) 報告補助(交通費・資料代)
- (6) 茶菓子代
- (7) 懇親会補助

【会計報告】 各部会の幹事は、年度終了後、速やかに会計報告を、日本 EU 学会事務局 に対して行う。事務局は全ての部会の会計報告を取りまとめ、理事長、会計担当 理事に送付する。

本内規は、2018年度会計年度より実施する。